

平成 27 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

○日時 平成27年 6 月25日 午前10時 6 分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成27年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 2 号 網走市市有財産整備特別会計補正予算
3. 議案第 3 号 議会に出頭する選挙人等の費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第 4 号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
5. 議案第 7 号 網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について
6. 議案第 8 号 網走市公共下水道網走浄化センター水処理設備更新工事（機械）請負契約の締結について
7. 議案第 9 号 財産の減額貸付について
8. 議案第10号 財産の購入について
9. 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
10. 請願第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
11. 請願第 2 号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願
12. 陳情第 1 号 『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情
13. 陳情第 2 号 安保関連法案のすみやかな廃案を求める意見書提出についての陳情
14. 陳情第 3 号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情
15. 安全保障法制の慎重審議を求める意見書提出についての要請
16. 環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書提出について

ての要請

17. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員（7名）

小田部	照
金 兵 智 則	
栗 田 政 男	
近 藤 憲 治	
永 本 浩 子	
平 賀 貴 幸	
古 都 宣 裕	

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
経 済 部 長	今 野 哲 男
観 光 部 長	田 口 桂
水産港湾部長	河 野 宣 昭
建 設 部 長	石 川 裕 将
水 道 部 長	猪 股 淳 一
水 道 部 次 長	佐々木 浩 司
企画調整課長	高 井 秀 利
企画総務部参事	鈴 木 聡
総 務 課 長	大 島 昌 之
総 務 課 参 事	安 達 和 久
職 員 課 長	小 松 広 典

財 政 課 長	秋 葉 孝 博
税 務 課 長	児 玉 卓 巳
商工労働課長	田 口 徹
農 政 課 長	川 合 正 人
観 光 課 長	伊 倉 直 樹
観 光 部 参 事	二 宮 直 輝
水産漁港課長	脇 本 美 三
港 湾 課 長	清 杉 利 明
建 築 課 長	小 原 功
都市開発課長	立 花 学
土木管理課長	高 橋 勉
下 水 道 課 長	吉 田 憲 弘
営 業 課 長	山 崎 徹
会 計 管 理 者	吉 田 正 史

監査事務局長	岩 原 敏 男
監査事務局参事	平 野 雅 久

○事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 直 人
次 長	永 倉 一 之
主 査	小 林 久 一
総務議事係長	岩 尾 弘 敏

午前10時06分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまより総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会でございますが、議案9件、請願2件、陳情3件、要請2件の合計16件について審査をいたします。

審査の進行につきましては、最初に企画総務部、観光部関係の議案を審査し、当委員会に付託をされております請願、陳情、要請の審査を行います。

理事者入れ替え後、建設部、水産港湾部、水道部関係の議案を審議し、理事者退席後その他といたしまして、当委員会の作況調査の実施についてと行政視察の実施についてを協議いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速議案第1号 平成27年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の企画振興費について説明を求めたいと思っております。

○高井秀利企画調整課長 平成27年度一般会計企画振興費6次産業化ネットワークづくり支援事業について御説明申し上げます。

議案資料4ページをごらん願います。

補正の理由並びに内容についてであります、東京農業大学が実施する北海道オホーツク6次産業化推進ネットワーク構築事業において、北海道の6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金に係る配分予定額の内報を受けたことから、6次産業化の推進を目的とした農林・漁業者及び民間事業者などのネットワークづくりに対し、補助するために経費の追加補正をするものです。追加補正する内容としましては、6次産業化のネットワークづくりの取り組みに対する補助金として101万8,000円を計上するものです。

補正額の①歳出予算は記載のとおりです。財源内訳は、道補助金101万8,000円となっております。

②歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 委員の皆さんに申し上げます。

関連のものを1度質疑を受けながら、所管の課ごとに採決を行っていきたく思いますので、今説明のありました6次産業化ネットワークづくりの補正予算について質疑に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 6次産業化ということで、今、全国至るところでこの取り組みがなされているというふうに承知しておりますが、非常に大事な取り組みだというふうにも思います。

それで、東京農大が実施するということでありまして、今後どのような形、どのような計画で進行していくのか、その辺あらあらでもわかればお示しいただきたいと思っております。

○高井秀利企画調整課長 この事業ですけれども、6次産業化の出会いと学びの場として、6次産業化に関する公開シンポジウムが予定されております。そのほかに、6次産業化の事業認定の仕組みに対する農商工連携地産地消など多様な事業展開を紹介できるアドバイザーの派遣を予定されておまして、最終的には地元金融機関との連携、首都圏の企業との連携を強化するためにネットワーク内に事業化・商品化をサポートする仕組みのタスクフォース委員会を設置しましたり、販路開拓を支援するためのフォローアップ体制を整備、首都圏関係団体によるフォローアップ体制という形をとるということで計画をお聞きしております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 なければ次の議案第1号の2番目の財産管理費についてと議案第2号の網走市市有財産整備特別会計補正予算は関連がございますので、あわせて説明を求めたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 それでは平成27年度一般会計及び市有財産整備特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

議案資料の5ページをごらん願います。

1. 補正の理由及び内容でございますが、能取工業団地の土地をメガソーラー発電所用地として貸付いたしますが、能取漁港整備特別会計の目的は、土地の売却でございますので、この用地を市有財産整備特別会計へ有償で所管替えをした上で貸付をしようとするもので、これに係る経費を追加補正しようとするものでございます。

2. 補正額(1)一般会計でございますが、歳出予算で市有財産整備特別会計への繰出金として9,750万円の追加で、財源は財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、(2)市有財産整備特別会計でございますが、歳出予算で財産取得関係費として9,750万円の追加で、財源は一般会計からの繰入金でございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 今、説明をいただきまして、能取漁港整備特別会計から市有財産特別会計に有償で所管替えすると。その結果として、市有財産特別会計からメガソーラーの発電所設置に土地を貸し出すということだろうというふうに思いますが、これによって能取漁港整備特別会計の会計は、この分9,750万円が売れるということになりますので、この辺で能取漁港整備特別会計を改善されるということは喜ばしいことであるというふうに思います。

それで、このメガソーラーによって、その前、平成25年には三井関係のメガソーラーができたというふうに思うのですが、規模で言えば今回2,500平米ということで、この土地の規模と前回の規模、今回の規模、そして太陽光パネルの容量は前回とどの程度違うのかその辺伺いたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 前回、三井物産株式会社と今回の京セラ株式会社と土地の貸付面積等の違いでございますが、まず貸付面積につきましては、三井物産株式会社が4万4,982平方メートルに対しまして、今回の京セラ株式会社は2万5,000平方メートル

となっております。

次に、パネルの容量でございますが、三井物産株式会社が1,512キロワット、今回の京セラ株式会社が1,759キロワットとなっております。

○松浦敏司委員 前回の面積と比べても相当少ない面積で効率のいい発電がなされるのかなというふうに感じたところでありますが、いずれにしてもこれは今の原発の事故以降、自然エネルギーの活用という点で非常に有効なものだというふうに思いますので、これについて私どもは賛成したいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをしたいと思います。

企画総務部の補正予算についてと議案第2号網走市市有財産整備特別会計補正予算について、原案可決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、1つ飛ばしまして観光部のほうにまいりたいと思います。

観光振興費の補正予算について説明を求めたいと思います。

○伊倉直樹観光課長 平成27年度一般会計観光振興費オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

議案資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容についてですが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじtoto助成金の交付決定に伴い、次の経費を追加補正するとともに、その財源を補正するものでございます。経費の内訳ですが、totoの助成金交付にあたっては、オホーツク網走マラソンの実施に際し、助成事業である旨の記載及びロゴマークの表示など、totoの理念や広報PR及びその充実が必要であることから、幟などのPR資材を購入するほか、当初スタート・ゴールゲート、交通規制用コーンなどの資材はレンタルでの対応を予定しておりましたが、資材にtotoロゴマークの表示を行うためこれを購入することとしたことにより、新たに生じる経費として300万円となっております。

補正額についてですが、歳出では負担金として300万円を追加補正し、歳入では諸収入として640万

円の追加補正を行います。これに伴いまして、一般財源の所要額は340万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 私どもはスポーツ振興くじそのものについてあまり評価はしていないわけですが、ただ今回のこのことによって一般財源からは340万の減額という点では、それなりの財政的な寄与をするのだろうというふうには思いますけれども、今、課長のほうからお話があったのですが、t o t oの広告といいますか、そういったことを主体としてゴール地点とかというところに掲げると、こういうことで捉えてよろしいですね。

○伊倉直樹観光課長 ゴールゲートですとかスタートゲート、交通規制用のコーンですとか幟ですとか、そういったところにt o t oのロゴマークを入れて、この大会についてはスポーツ振興を促すt o t oの助成金を利用して行っていますという周知を図っていきたいというふうに考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他に。

○川原田英世委員 P Rにかかわるものを購入すると。購入先はt o t oから購入されるということなのかということが1点と、当初コーンなどをレンタルして使用する予定だったということですが、レンタル費というのはどのくらい見積もっていたのかということをお伺いしたいと思います。

○伊倉直樹観光課長 当初レンタルで予定していた資材等についての購入先というお尋ねですが、一応市内の業者ですとかそういったところからの購入を考えておりまして、t o t oから購入するということは考えておりません。

当初スタート・ゴールゲートの製作費ですが、当初エアアーチのレンタルで考えておりまして、こちらが30万円ぐらいで考えていました。それから、この部分を購入予算として大体70万円ぐらいを考えています。それから交通規制用のコーンですが、レンタルで大体30万円の予定をしておりまして、これを購入すると金額的には約200万円になると考えております。

○川原田英世委員 購入されるということで、レンタルから比べればやはり費用がかかるということもあります。

これを毎年続けていってずっと使い続けるということでカバーしていく部分だと思います。

もう1点、ゴール地点で収穫祭を行う予定になっていますね。

それで、ゴール地点にももちろんt o t oのロゴが出てきて、コーンだとかも。ゴール地点のお祭りとt o t oの助成も絡んでくるようになるのか。絡んでいるというか、P Rの部分では絡んでくるのだろうと思うのですが、ゴール地点のお祭りのほうの関係団体とのすり合わせとか、そういうものはもうされているのかどうか確認させていただければと思います。

○伊倉直樹観光課長 今回の大会につきましては、収穫祭というのは直接関係しないのですが、ゴール地点でのイベントの関係については、t o t oの助成金とは直接関係ありませんので、そういった部分には直接関連性はないというふうに考えています。

○川原田英世委員 ゴール先のほうの実行するお祭りを運営する側の方たちから、ちょっとどういうふうにしていいかわからない、ゴールはどういうふうになってどういうふうに設置されるかわからないし、これから収穫祭を立ちあげれども連動していかなくてはいけないというような話もあったものですから、少し「こういうふうにしますよ」となげかけもしてあげるとお祭りの実行が安心して取り組めるのかなと思いますのでよろしくお願いします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 今ちょっと議論を聞いていて、基本的に網走マラソンを継続的に行っていくと。そういう点では、レンタルよりも購入をするというほうが何度も使えますから、将来的なそういうことだろうというふうに思うのですが、そういう意味でもことし行われるマラソンの成功というのは不可欠だと思うのです。そういう意味では今後、何年も続けていくというふうな構想ではあるのだけれども、その点で1回こっきりで終わってしまうなんてことならばこれまた大変なことになるのだろうと思うのでその辺でのお考えを伺いたいと思います。

○伊倉直樹観光課長 松浦委員おっしゃるように、今回の網走市としても観光部としても、目玉の事業の1つであるというふうに考えています。

それで今回の補正予算を組ませていただいて、レンタルで予定していたものを購入させていただいて何年も先、今回は第1回目ですが、これが未永く定着することを踏まえて、初期投資はこれだけかかりますが、今後その分の大会運営費は圧縮でき

るということを考えて、このように予算をつけさせていただきました。いろいろ運営を進めていく上でやはり新たなものというのは生まれてきます。当初予定していなかったものとランナー目線に立つとリピーターとなって来年もまた来てもらって、それがまた裾野が広がってほかのランナーにも波及するいい効果を与えていたいということで、委員も同じだと思いますが、まず第1回目を成功に導くことが大事だと思っています。

そのためにはこういった形で周知を図っていくかというのがいろいろ事務局のほうでも考えて、例えば当初はしっかり予定していなかったものを今回その資料の中で購入させてもらうとかということの整備をしてきたということでございます。ですから来年以降も当然、成功に向けてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 もう1点確認だったのですけれども、購入するのにはもうPRするためにt o t oと印字されたものを購入されることになるのかなと思うのですが、来年も継続的に使うとなると必然的に来年もt o t oのPRをという形で、ずっとやっていくと思いますが、そうすると来年もこの助成金をいただけるというかお願いするような形になるのかどうか、今後の展望というのを踏まえてお答えいただければと思います。

○伊倉直樹観光課長 今回は助成金の交付決定がありまして、来年はことしのように交付決定いただけるかどうかわかりませんが、同様に申請はしていきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 せっかくこういう機会でいろいろ物品を買わせていただくということですので、もちろん来年も使えるように、お金を出さないから来年はそれを使わないでくれなんて言われても困りますし、できればほかのイベントなどでもいろいろ備品とかが足りないところがありますから使えるような形であれば、1番いいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでここで観光部所管についてお諮りをしたいと思います。

議案第1号のうち観光部所管についての観光振興費補正予算について、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第3号議会に出頭する選挙人等の費用弁償条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案第3号、議会に出頭する選挙人等の費用弁償条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

議案資料25ページ、資料2号をごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、委員会にしか認められていなかった公聴会の開催及び参考人の招致が本会議でも認められたため、所要の改正を行い、またあわせて旅費に関係する条文を整理するものでございます。

改正内容でございますが、費用弁償の対象者について地方自治法引用条項を改正し、旅費支給条例の引用規定もあわせて改正するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表については、後段に添付してあるとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この文書だけを読むとよくわからないのは、結果として支給額というのはどの程度の金額になるのか伺いたいと思います。

○小松広典職員課長 支給額につきましては、実際にかかる交通費、それから日当が支給されまして、日当につきましては2,400円と交通費ということになります。

○松浦敏司委員 日当というのは、1日来ても1時間来ても同じ金額2,400円ということで押さえてよろしいでしょうか。

○小松広典職員課長 その金額になっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第3号議会に出頭する選挙人等の費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第4号網走市

税条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案資料26ページ、資料3号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定基準が設定されることに伴い、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、網走市の指定基準により指定される特定非営利活動法人への寄附金を個人市民税の寄附金税額控除の対象として追加するものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、資料26ページに記載のとおりでございます。

以上で網走市税条例の一部を改正する条例制定の概要につきまして、御説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この特定非営利活動法人への寄附というのは、これまでどの程度あったのか伺いたいと思います。

○児玉卓巳税務課長 網走市内には現在19団体のNPO法人がございます。平成25年度の所管課への会計報告で集計をしますと、このうち8法人に対しまして204万円の寄附があったという状況でございます。

○松浦敏司委員 今回の寄附金税額控除の対象とするということでありますから、これによって寄附した人たちが税の控除の対象となるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 現在19団体NPO法人がございますけれども、その19団体が全部自動的に控除の対象となるということではなくて、網走市で新たに指定する基準を設けまして、そこで審査をして、そこで指定を受けた法人に対する寄附が今後市民税の寄附金税額の控除対象となるものでございます。

○松浦敏司委員 これによって、例えば寄附がよりふえるというようなことも多分想像されるのかなというふうに思うのですが、その辺はどのように捉えているのでしょうか。

○児玉卓巳税務課長 今回の条例指定につきましては、まずはNPO法人の育成支援という部分で、そ

してそれとあわせてそこを応援する市民の方についても寄附金に対する市民税の控除ということで、両面から支援をしていきたいということで改正するものでございまして、そして寄附をする方の部分での今回は税額控除の改正でありますけれども、例えば今、19団体ございますので、今後、19団体が全て指定を受けられるかどうかは未定ですけれども、仮に19団体が指定を受けられて、そこに対して一定の市民の方からの寄附が税額控除も1つの弾みとなって経済的な支援が進んでいくことを予定しております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第9号財産の減額貸付について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 財産の減額貸付につきまして御説明申し上げます。

議案第9号及び議案資料の46ページ、資料8号を併せてごらん願います。

初めに、議案のほうになりますが、メガソーラー発電所用地の貸付にあたり、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に基づき議会の議決を得て、減額貸付をしようとするものでございます。

1. 貸付財産は土地で、所在は能取港町1丁目6番2及び6番3で、面積は2万5,000平方メートルでございます。2. 減額貸付の理由はエネルギーの安定供給の確保や地球温暖化問題への対応のほか、再生可能エネルギーの利用拡大を図るためでございます。3. 貸付の相手方は京セラ株式会社でございます。4. 貸付期間は契約の日から20年間で、5. 貸付金額は年額25万円でございます。そのほか利用計画・位置等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 平米あたり10円というのが果たして妥当なのかという点では、いろいろな意見があるとは思いますが。あの土地をいかに有効に使うかとい

う点では、これもある意味やむを得ないのかなというふうに思います。それで、20年間の貸付ということとでありますけれども、例えば何らかの事情があって、20年経たずにやめてしまうという場合の対応はどのようになるのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 これは契約行為でございますので、まず20年間は貸付をすると、そういう契約になっておりますので、契約が履行されない場合は契約に基づきまして違約金ですとか、そういったことの契約上の対応になります。

基本的には20年間は途中でメガソーラーを仮に使わないとしても貸付金はいただくというふうに考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、固定資産税という形では市のほうにはこれによって収入としては入ってくるのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 固定資産税の中の償却資産に分類されますので、税として収入になります。

○松浦敏司委員 それはおよそどのくらいになるのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 ここは投資額から単純に計算しているだけですが、おおむね20年間で6,000万円というふうに見込んでおります。

○松浦敏司委員 わかりました。

必要なことだというふうに思いますので、賛成いたします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第9号財産の減額貸付について全会一致をもって、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案資料の49ページ、資料10号をごらん願います。

目的でございますが、辺地に係る公共的施設の整備を促進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3

条第8項の規定により総合整備計画を変更するものでございます。

計画の変更点でございますが、平成27年度に西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童・生徒用のスクールバスを整備しようとするものでございます。

バスの運行経路から対象となる辺地名は嘉多山で事業費は950万円でございます。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので今回御審議の上、議決をいただきました後に総務大臣に提出することになります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となりまして、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

ここまでで企画総務部、観光部の関係の議案の審査が終了いたしました。

○渡部眞美委員長 次に、請願2件、陳情3件、要請2件について引き続き審査に入りたいと思います。

まず初めに、請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

○川原田英世委員 見させていただきましたが、地方財政、社会保障費の伸びだとか、そういった全体がふえていく部分、全体は減っていく、そしてその中で明確にふえているものがある中で、やはり削られていく部分というのはあります。それは、やはり人件費の部分はかなり大きく削られているのは、地方にとっては大きいのではないかなと思います。

この請願の中にもありますが、やはり地方自治体の業務が多様化して、ニーズもふえてくる中で、対応できるだけの人材を確保するという意味でも、この請願は非常に理にかなっているのかなと思います。この網走市にも直面する課題が多く盛り込まれていると思いますので、そういう意味でも私はこれはいいのかなと思っています。

以上です。

○渡部眞美委員長 採択すべきものという意見ということでもよろしいですか。

○川原田英世委員 はい。

○松浦敏司委員 私も基本的には採択の方向でいいのかなというふうに思っているのですが、ただこの記の4のところ「減税を検討する際には」というところがあるのですが、ここをできれば「税制改正にあたっては」というふうに変えるとより積極的に賛同できるかなというふうに思っているところです。意見書としてあげる際にはそのことも検討していただければというふうに思います。

基本的には採択すべきだというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

○工藤英治委員 確かにいろいろな新たな需要というのは地方財政に当然起きてくるわけですが、しかし、今人口減少社会において、国自体も今の財政状況を見るにおいて全てが国の責任で、地方は当然国に甘えればよいというスタイルがこの文面のなかで多く見受けられる。特に「財政再建目標を達成するためにだけ」これは当然、財政再建というのは必須条件だと思うのです。これを私個人としては、私たちとしてはあるということは、どうしても認められないというか、財政再建をなくして国に要求だけ、これは絶対認めるわけにいかないという文言だと思っております。この条文では認めるわけにはいかない。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 工藤委員の言っているところがわからないので、具体的にどの部分なのか言っていたらと思うのですが。

○工藤英治委員 記に関しても、一つ一つそれは確かに地方財政に対して国に求めていかなければならないスタイルは当然だと思っているのです。ですけれども、それは地方財政だけを何とかしてくれ、国の財政に対しては関与しませんという整理にこれだとなってしまう。国の財政再建は絶対必要なのです。それに協力しない地方であってはいけないと思っているわけです。地方の要求だけ羅列していますよね。これでは国の財政再建目標を達成することが悪いようにしか聞こえない。「しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。本来、必要な公共サービスを提供するた

め、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。」このままでいくと国の財政が破たんしてなお、血を見るのが私たちの次の時代の人方に押しつけてしまう、こういう形になりかねないと私は思っています。

少なくとも「しかし～明らかです」までは削除されるような形でないと、とても承服しかねるということです。

○井戸達也副委員長 同会派として私からも一言意見させていただきます。

全体的なこの目的に対しては共感できる部分がございます。ただ、表現の仕方という部分で若干ひっかかる部分がございます、「財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減される」といった表現の仕方が、こういった部分を「財政再建とあわせてサービスの充実をすべき」といったような文言に訂正していただければ、採択もできるのかなという部分でつけ加えさせていただきたいと思います。

先ほど工藤委員からも言いましたように、意見書のほうであります「しかし～もたらすことは明らかです」という部分を削除していただいて、若干ニュアンスを変えていただければ、採択できるものというふうに発言させていただきます。

○佐々木玲子委員 私どものほうも全体の総意は酌み取れますので、今たしかにお話しあったように、「財政再建のためだけ」となると文言が偏るかなと思いますので、その辺の文言整理をみなさんが御理解いただけるのであれば、その辺を整理していただいて採択という方向でよろしいのではないかと思います。

○松浦敏司委員 これとほぼ同様の内容の請願というのは昨年もその前も全会一致で採択になり、意見書として送付されているというふうに承知していますので、その辺新しく改選となった18期の中ではありますけれども、この点で今、志誠会のほうからそういうような意見がありますので、あとは請願団体との関係があるのだろうというふうに思いますけれども、できるだけこういう願意を酌み取った形での意見書ということで上げていただくというふうに努力をしていただければということで、正副のほうで文案を考えていただいて、一致できる形で進めて

いただければなというふうに思います。

○渡部眞美委員長 ここで一旦整理をさせていただきたいと思います。

最初に採択をしていいのではないかという意見のなかで、前文のなかの「しかし～明かです」ということの意図に対して、工藤委員のほうからまた井戸副委員長のほうからここにあることによって意見書のほうで整理をしていただければという意見と受け止めましたがそのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また松浦委員のほうから基本は採択ですがその部分と記の4番の部分「減税を検討する際に」ということは、この言葉ではなく「税制改正」のほうが望ましいのではないかという御意見をいただいたところでございますが、まず請願として採択すべきものかということを決めた上で、意見書で修正をしていきたいと思っておりますが、請願の第1号について、採択した後でということではよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

意見書案のそのようにさせていただくことを前提といたしまして、請願第1号の地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願については全会一致をもって採択と決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

文面について、意見書等については後ほどの整理をして皆様にお示しをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、請願第2号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査に入ります。

○川原田英世委員 この請願を受けて、私も経営者の一人でありますので単にというわけにはいかないのですが、3番に最低賃金を上げると同時に中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能にすると。国にしっかり要請するという文言もついています。これまでもずっと取り組みされてきたことだとは思いますが、これからやはり最終的に1,000円を目指すということを書いていますけれども、まだ800円というところも1つの目途として必要なのかなというふうに考えておりますので、採択すべきではないかと思います。

以上です。

○佐々木玲子委員 これまで最低賃金に関しましてはなかなか経営者の立場を考えると厳しいというような方向で発言をしてきたわけでありますけれども、やはり最近の労働者と企業側との賃金の折り合いが悪くて、なかなか雇用も進まないということも聞いております。そういうことを考えますと、やはり最低賃金についてはやはりもう少し考慮すべきであらうとも思います。

そこで今、同じように3番の記に、安定した経営を可能にする、実行する対策を行うというところが記の部分で入っていますので、これは採択の方向でよろしいかと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 この種のものは、去年も出ていたかというふうに思いますし、労働者の雇用が非常に不安定な状況が年々深まり、今回も衆議院の中で労働法制の改正というか解約ということとなりましたけれども、いずれにしても最低賃金を上げていくことは必要だと思います。

当然、中小企業にとって賃金を上げるということは直接経営に影響しますから、その点ではやはり中小企業に対する支援というのはしっかりした上でということでなければ、それは中小企業がもたなくなりますから、いずれにしても最低賃金というのは、私どもは時給1,000円にすべきだという考えではありますけれども、しかし今回のこの請願については、とりあえず早期に800円という点ではいいのではないかというふうに思います。

採択すべきだと思います。

○工藤英治委員 消費税絡みもございます。

最低賃金を上げなければ、それこそ消費活動が低迷し消費税が何だったかということになりかねないので、できる限り最低賃金を上げることは必要だと思っております。

今、みなさんが言われるように中小企業経営にとってという文言はきちっと声を高らかにしなければならぬ。このことも考えながら採択をしていく方向に賛成をさせていただきます。

○渡部眞美委員長 ここで整理をさせていただきます。

議論をいただきまして、全員採択すべき内容であると確認をいたしましたので、請願第2号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

休憩を取りたいと思います。

後に陳情3件と要請2件を審査した後に、先ほどの意見書とそのあとに、もしかして通ったものがあれば、また休憩を取って整理をしたいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

次に、陳情第1号 北海道網走支庁管内のオホーツク総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情について審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 以前からこの種の陳情が上がっておりまして、陳情者の言わんとすることは、私もよく理解しています。

やはり歴史があって、網走支庁という言い方をずっとしてきたという中で、網走市民としてそれが名前をオホーツク振興局というふうになってしまうことに対しての抵抗が当然あるのだろうというふうに思います。相当時間が経って、ある意味オホーツク管内という言葉が事実上定着している状況にあるのだろうというふうに思います。ただ、陳情者の思いというのはそれはそれで地方議会としても受けとめなければならないということを考えたときに、非常に悩むわけですが、私としては、この思いは受けとめたほうがいいのかという思いであります。

○田島央一委員 私はこの陳情に対しては取り下げるといふか、否決してもらったほうがいいのかという考えであります。

これは前回の審議未了・廃案となったという経過を私はわからないのですが、自分自身は文書の冒頭に書いてある平成21年3月31日に決定したというふうになっておりますが、その時私は賛成した立場で、網走から見たときのオホーツクという言葉と、ほかの全道的な観点から見たときのこのオホーツクということの言葉の捉え方というのは多分違うと思います。広域的なことを見ると、オホーツクという名称というのはかなり浸透していますし、宗谷のほうに私おりましたけれど、北オホーツクといってイベントも構築されたり、地域性を考えたら、こういった言葉というのはかなり定着しているものだという認識であります。陳情した方の気持ちというものも何となくわかるのですが、これは一定の結論を出さな

いとまずいのではないかと私は思いますし、これを仮に市議会で採択というふうになると、これは道のほうで名称変更するのであれば費用もかかる話ですから、網走市はそこまで求めていくのかという、市議会としてそこまでやっていく必要があるのかということを見ると、私は否決すべきものと考えています。

以上です。

○工藤英治委員 オホーツク振興局というのは時間経過のなかで認知されている、それも1つ確かにありますけれども、ここで私たち網走市民が網走振興局、これを大上段に構えてもう1回、これはエゴの形がさらに深くなる。決してエゴで網走をする必要がないほどオホーツクというブランドもいいじゃないという経過もございまして、オホーツク振興局というものに対して抵抗しなかったのです。網走市がオホーツク振興局によって所在地が別になるなどそういったことの問題とはかなり違うので、オホーツク振興局で定着させていくのに努力すべきではないかと思っております。

○渡部眞美委員長 今、皆さんから御意見をそれぞれいただきました。

この陳情者の思いというのは受けとめた上で、この当委員会として結論を出していくのかという議論になると思います。皆さんの意見を聞いたところ、これは採択という意見ではなかった。一致はみなかったのかなと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは皆さんの御意見をまとめます。

陳情第1号北海道網走支庁管内のオホーツク総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情については、意見の一致がみませんので、継続審査したいと思います。

松浦委員の意見がその部分の思いを受けとめるということは、採択と認識いたしましたので、そこは委員会として意見の一致を見ておりませんので、継続したいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして陳情第2号と第3号でございしますが、これは内容をみなさま読んできていると思いますが、安保関連の陳情2本になっておりまして、結論として内容は反対をし、速やかな撤

回もしくは廃案をすべきといった内容になっておりますので、陳情者がそれぞれ違いますが、委員会として一緒に審査をしてみたいと思います皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは陳情第2号、安保関連法案の速やかな廃案を求める意見書提出についての陳情と、陳情第3号、憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情2本について審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 まさに今、国会で審議されているわけですが、主たる中身としては集団的自衛権を行使する。そして日本の自衛隊が海外に出ていくということ、それも地域も限定されていないということで、世界中どこでもというように結果となるということでありまして、いずれにしてもこれまでの戦後の歴代内閣がこの集団的自衛権については憲法違反であるということを明確に述べていた。今、安倍内閣、1内閣でそのことを覆すということが果たしてどうなのかということだろうと。今、まさに歴代の内閣法制局長官も国会の参考人として答弁をする中で、明らかに、これは憲法違反だというふうに言っていますし、憲法の専門である憲法学者の方々の99%近くの学者が憲法違反だというふうにも言っていますので、まさに今、日本の自衛隊が戦争に駆り出される。そして戦闘行為も認めるというような中身ですから、大変なことだというふうにも思います。同時に1年半前には特定秘密保護法というのも強行されましたし、その前には国民保護法というものも通っているという中で、そして今回の提案の11本の法律の中の1つにも自衛隊法の改正もあるということ、こういう中で実は自衛隊だけではなく、民間の我々にも有事の際には招集がかかるというようなことも想定されるということで、やはりそういう意味では今回出ている陳情は、非常に重要な陳情だというふうに思いますので、ぜひ採択すべきだというふうに思います。

そしてつけ加えるならば、憲法99条では天皇、そして裁判官、そして国会議員並びに全ての公務員は日本国憲法遵守する義務を負っているということからいっても、我々国会人も当然公務員でありますから、憲法遵守する義務があるという点でも、今回上がっている安保関連法案の陳情については採択すべきというふうに思います。

○渡部真美委員長 他の御意見ございますか。

○工藤英治委員 確かに憲法解釈について、様々議論がされていますが、憲法議論以前に、現在の国際環境を見ると、考えるときに国民の生命・財産を守るのに今の状況で本当に守れるのかその辺疑念を感じております。その状況において、あまりにも廃案というのは乱暴すぎないかと私たちは考えております。少なくとも、議論は今以上に深めていかなければならないということはわかっておりますが、廃案ということに対しては同意しかねる状況にということで、会派として一致をみているところであります。

○川原田英世委員 この陳情内容、両方読ませていただきました。

内容として見たときに、戦後からこれまでの歴史の経過があつて、ここに来て急にこういった国会で安保法案が出てくると、地方として網走議会としてどうやって意見を出していくかということだと思うのですが、先ほど工藤委員のほうからありましたように、今こういう状況でどうやって守っていくのかというお話がありました。ですが、こういう状況というのをどれだけ私たちが今把握しているのかというのも一つ考えなくてはいけないことなのかなと思っています。国際的な状況、近隣諸国との関係が非常に危険視されているということがありますけれど、果たしてそれは本当に情報として正しいのかなということを私の意見としてつけさせていただきます。国際的に見ればこれほどまでに世界が安定している状況はないのではないかなというふうに私は捉えてみていますので、そういった意味でも今これが果たして必要なかというところ、私は今、早急に議論すべきことではない。もちろん慎重審議をお願いしますという話も今出ていたけれども、早急過ぎるというような声も地方からしっかり上げていかなくてはいけないのではないかなという思いで、この陳情、非常に陳情者の思いは私も深く受けとめるところであります。

以上です。

○佐々木玲子委員 私どものほうとしては、やはり今、工藤委員からもありましたけれども、国際情勢等考えると、逆に非常に緊迫した情勢になりつつあるというのが背景にあつてこのような議論が始まったと理解をしています。そこで、この中で特に二つ目の戦争する国にするという、こういう言葉はとても議論の中ではでてきていませんし、相当曲解されている方も多いかと。本当に今、何を議論してい

るかという、日本の国としてどう自衛をしていくのかというところを明確にしようということでやっていることなので、廃案を求めるとか、戦争にする国という言葉はあまりにも過激で、慎重な審議ということは私どももみなさんいろいろな捉え方があって理解も難しいところですから、慎重な審議ということはわかりますけれども、そこまで廃案を求めるとか戦争という言葉にとっても理解できないという考えで私たちはおります。

○松浦敏司委員 いくつか公明クラブ、志誠会のほうからは慎重な審議ということであればというお話もありました。

いずれにしても、これまで内閣がとってきた態度と180度変わったということだけは間違いのない事実です。これまで憲法上許されないといったことが今回は許されるというふうに変ったわけですから、180度変わったのだというふうに思いますし、そういう意味では明らかにこれまでと違うと。国際情勢云々、あるいは憲法はさておきというようなお話がありましたけれど、やはり憲法が基本ですよ。我々日本国民が生きていく上で、憲法があって法律があり条例があると、こういうことからすればもし海外に出ていくということであれば、まず憲法を変えなければできないわけですから、それをしてから次の手続というならまだ話はわかるのですが、憲法があるのにその憲法9条に明らかに触れる内容の法律が出てくるという、法律の専門家も憲法の専門家もこれは違憲ですというふうに言っている、その法律を出すこと自体私は国会議員として果たしてどうなのかというふうに思います。憲法99条の立場からすれば、明らかにここに触れるのだらうという、しかしそれをわかっていて出してくるということ自体も非常に許されないというふうに思いますので、やはり我々は地方の人間として、網走にも航空自衛隊がありますし、それから、民間人も徴用されるというふうになれば当然こういった医師や看護師、運転手、整備士とか、さまざまな民間の人たちが自衛隊法あるいは国民保護法というのに縛られて徴用されると、こんなことも想像されるわけで、そういう意味でもやはりそうさせないという点での今回のそうさせてはならないという陳情者の思いというのはしっかり我々受けとめるべきだというふうに思います。そういう点でぜひ、いろいろなお考えがあると思いますけれども、賛同できるようにお願いしたいなというふうに思います。

○渡部眞美委員長 今、松浦委員のほうから再度この意図について理解した上で採択すべきではないかという意見がございましたが、先ほど委員の皆さんから意見をいただきました。何かそれを踏まえた上で意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、意見の一致を見ないので継続となりますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは陳情第2号安保関連法案の速やかな廃案を求める意見書提出についての陳情についてと、陳情第3号憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情について、意見の一致を見ませんので継続いたします。

○渡部眞美委員長 続いて要請2件ございます。

まず1件目、安全保障法制の慎重審議を求める意見書提出についての要請について審査に入りたいと思います。

○川原田英世委員 引き続きの話になる部分も多いのかもしれませんが、先ほど継続になりました部分とはまた別の角度で、やはり今、意見の一致をみなかったと思いますけれども、いずれにしても慎重に進めていかなくてはならないという意見は皆さん共通なのだと思います。戦後70年間続けてきたものが大きな転換をみようとしているわけですから、ここには国民への説明責任をしっかりと国会は果たしていただきたいという思いも含めまして、しっかりと網走市からも議会からも意見書を提出するというのは大切だと思っていますので、ぜひ採択をいただければと思っています。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 先ほどの陳情については継続というふうになりましたが、今回出されている意見書の要請ということでは、内容としてはかなりやわらかく表現もされているようです。今、国民世論を見ますと、安保法制については反対というのが60数パーセント。慎重審議ということも多く国民があって、それを合わせると82〜83%がそういうことを求めているという点からすれば、今回、国会が9月27日まで95日間延長となりましたけれども、私どもは憲法を事実上変えてしまうような法案ですから、やはり慎重に慎重を重ねる、そういうことが求めら

れているというふうに思います。

そういう点では、この要請については先ほどよりは若干トーンが落ちる点はあるのですが、採択をぜひして網走の地方から慎重審議を求めるという声を上げていく必要があるのだらうと、このように思います。

○工藤英治委員 先ほど来の継続のような話になりますが、決して慎重審議というものに対して反対するものはないと思っております。慎重審議には当然だという気持ちでおりますので、この件に関しては採択するので異存ございません。

○佐々木玲子委員 私も慎重審議という意味では先ほども申し上げましたから、非常に重要だろうと思っております。しかし、文言の中で、集団的自衛権の行使を満たし、新3要件の歯どめが審議を通じてもあいまいで便宜的でという、ここのところが私どもは逆に新3要件をきちっと提案をした立場でございますから、この新3要件があるからこそ、今回は集団的自衛権にしても、皆さんに安心していただける内容になったと確信をしておりますから、ここの文言については納得しかねますので、文言整理をしていただければ、慎重審議という意味は十分理解できますので採択してもいいかとは思いますが、文言整理を考えていただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 今、佐々木委員のほうから文言整理を前提とした上で、各会派前提がございますけれども採択という意見が多かったと思います。

この文言整理については採択した後に意見書のほうで整理するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは安全保障法制の慎重審議を求める意見書提出についての要請について、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 最後になります。

環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書提出についての要請について審査をしたいと思います。

審査に入ります。

○田島央一委員 TPPの交渉状況の情報開示を求める意見書についてですが、賛成の立場で採択すべきものと思って考えております。特に地方議会のみならず、地方自治体としてやはり情報を持っていないと行政のほうも対応するのは非常に難しい部分が

ありますので、適時、情報開示をしていただくことが、特に1次産業が主体の地域でありますからこういったことが必要かなと思っております。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 このTPPの問題は中身を明らかにしないという制限があるという点でも非常に問題があると。しかしアメリカの中では、一部明らかになっているのです。日本でも一旦、一部開示と言ったのだけれども、すぐそれを撤回するという状況もありました。どちらにしても、このTPPの中身がわからないというのは非常に問題だというふうに思います。中身がわからないで賛成も反対もありますよね。そういう意味では、国民に一番関係のある、特に関係があると言われている1次産業やあるいは医療、そういった関係についてはやはり開示すべきだというふうに思います。

アメリカの議会もTPPが相当そういうふうに進んで、このTPP交渉も促進されるだろうというような報道もあります。そういう中であって、やはり中身を国民がわからなければ前に進みようもないという点で言えば、この情報開示を求める意見書というのは当然だというふうに思いますので採択すべきだと思います。

○渡部眞美委員長 他の御意見。

○井戸達也副委員長 国民に不安を与えるようなものであっては決していけないというような観点から、私たちもこれに関しては採択させていただきます。

○佐々木玲子委員 私どももやはり、この願意は非常によくわかりますので、ぜひこれは採択でよろしいかと思います。

○渡部眞美委員長 それでは全ての会派が採択すべきという意見がございましたので、この環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書提出についての要請について全会一致をもって採択すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

それでは、ここで休憩をとりまして、再度再開して採択となった意見書案に目を通していただいてそれを決定したいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午前11時38分休憩

午前11時50分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

お手元に4枚の意見書案がいていると思います
が、請願第1号の地方財政の充実・強化を求める意見書については、上から7行目の後半に「したがって、財政再建目標を達成することとあわせて、不可欠なサービスを維持することが必要であります。」ということで、中の文言を整理しております。

また、記の4番目の1行目の後半。「減税」という言葉がございましたけれども、「税制改正にあたっては」という言葉に置きかえをしております。

次に、北海道最低賃金改正に関する意見書については、請願の内容と変わりございません。

同じく環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書案についても、内容は変わりございません。

最後に、安全保証法制の慎重審議を求める意見書案でございますが、上から8行目の集団的自衛権の行使については、先ほど佐々木委員のほうから新3要件云々という言葉が抜いております。抜いて、主権主義に反した解釈変更であると同時に、ということで言葉を繋げておりますのでその上の御確認をいただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大変お待たせをいたして申し訳ありませんでした。

それではこの意見書案については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をいたします。

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

それではここで1時間お昼休みを取りまして、再開を1時からしたいと思います。

お疲れさまでした。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○渡部眞美委員長 それでは午前中に引き続きまして総務経済委員会を再開いたします。

理事者の入れ替えを行っておりますので、引き続き議案第1号の建設部、水産港湾部、水道部について審査をしていきたいと思っております。

最初に、漁港整備費の補正予算について説明を求めたいと思っております。

○脇本美三水産漁港課長 それでは議案資料第1号の6ページをごらんいただきたいと存じます。

平成27年度一般会計補正予算、鱒浦漁港整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国と道における予算調整によりまして、当初予算に計上した鱒浦漁港の整備事業のうち、係留施設に係る機能保全計画の策定が来年度へ計画が延伸をされたことから、北海道への負担金を減額補正するものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では負担金150万円を減額するものでございます。

歳入予算では、網走漁業協同組合からの分担金75万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 必要があり、この予算を立て、そして今、補助の要請をしたのだらうというふうに思うのですが、このことによって翌年度実施ということになるということですが、これによる支障は来たさないのかどうか確認したいと思います。

○脇本美三水産漁港課長 支障がないかということでございますが、全くないかというのと、網走漁港としても予定をしていましたし、そういった意味では大変残念な思いをしているところでございます。

ただ、全道、全国の漁港の整備の緊急度ですとか、あるいは全体の予算の調整の中で、外郭施設については予定どおり今年度実施をする予定ですが、係留施設については市の保全計画ということですから、実際に工事を伴うものではないので、緊急度が低いというふうに判断をされたのかというふうに思っていますが、そういうことで影響がないというわけではございませんが、当面、全体の中で調整をされた結果ですので、残念ではありますけれども、やむを得ないのかなというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 翌年度の実施というのは確実によろしいのでしょうか。

今年度のものが来年度に延びるということですが、道が何か調査するなど、そういうことはないのでしょうか。確認です。

○脇本美三水産漁港課長 このたびの予算調整の結果について道から説明を受けた際には、来年度に実施をしたいということを聞いていますから、そこは北海道としても振興局としても責任を持って予算要

求をし、予算措置をしていただけるものと考えております。

ただ、災害等があつて緊急度がより高い漁港がほかに生じた場合については、また協議があるというふうに思いますけれど、今の段階ではそのようになるものと考えてございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第1号のうちの建設部の所管に移りたいと思います。

道路橋梁費並びに道路橋梁新設改良費についての補正について説明を求めたいと思います。

○立花学都市開発課長 平成27年度一般会計道路橋梁費ロードヒーティング整備事業の補正予算について御説明をいたします。

資料1号の8ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、国庫補助金の減額に伴いまして、ロードヒーティング整備事業に係る工事費を減額補正するものでございます。

減額金額はマイナス2,000万円でございます。

補正額ですが、歳出予算は補正前の額が5,000万円、補正額がマイナス2,000万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額は3,000万円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所につきましては9ページに記載のとおりでございます。

次に、資料10ページをごらん下さい。

平成27年度一般会計道路橋梁新設改良費道路ストック修繕事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、同様に国庫補助金の減額に伴いまして、道路ストック修繕事業に係る工事費を減額補正するものでございます。金額はマイナス3,500万円でございます。補正額については、歳出予算が補正前の額が5,000万円。補正額がマイナス3,500万円。財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が1,500万円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

補正後の施工箇所につきましては、11ページに記載のとおりでございます。

次に、資料の12ページをごらんください。

平成27年度一般会計道路橋梁新設改良費潮見鱒浦線歩道整備事業の補正予算について御説明いたしま

す。

補正の理由及び内容でございますが、国庫補助金の減額に伴いまして、潮見鱒浦線歩道整備事業に係る工事費を減額補正するものでございます。

金額はマイナス2,000万円でございます。補正額ですが、歳出予算は補正前の額が8,700万円。補正額がマイナス2,000万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が6,700万円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所につきましては、13ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まずはロードヒーティングのことですが、これは場所という網走小学校の坂の踏切と南8条のところだというふうに思うのですが、場所はそれで間違いありませんか。

○立花学都市開発課長 はい、今回の減額補正後の施工箇所につきましては、現在委員のおっしゃる南8条から踏切までの間の整備を予定しております。

○松浦敏司委員 非常にあそこは、特に出勤時の交通量も一定あるところなので、ここが結局、国に保障が認められなかったと、後回しにされるということですが、これは今後、今年度についてはわかりませんが、今後の見通しとしてはどのように見込んでいますか、わかれば。

○立花学都市開発課長 計画的に、ほかの事業もあわせてですけれども、計画的に全体の網走で交付金事業として予定しております最低限施工ができる事業費を持ちながら要望していきたいと考えておりますけれども、要望によって国側のほうからの補助金がどの程度負担していただくかということについては、要望をしてみないと何ともわからないのですけれども、計画的に進めていく予定でいます。

○松浦敏司委員 補助金が今回については認められなかったということですから、今後、これについては引き続き努力をしていただきたいと。

結構急な坂にもなっていますから、事故を防ぐという点でも大事な事業かなというふうに思っております。

ロードヒーティングだけでなくも質問してよろしいですか。

次に、道路ストック修繕事業のほうで伺いますが、これも必要があつて要望したと。しかし結果としては、全部が認められなかったというふうに思う

のですが、これは図にある部分が、山里浜小清水線、ここについて認められなかったということなのか、その辺詳しく伺いたいと思います。

○立花学都市開発課長 当初、計画しておりました市道につきましては、山里浜小清水線と呼人東藻琴線、この2路線について道路ストック修繕事業を行う予定でございます。けれども、今回の減額補正に伴いまして、山里浜小清水線のための修繕を行いたいというふうに考えています。

○松浦敏司委員 わかりました。

呼人東藻琴線、ここについても当然必要があつて推薦をして、今回はならなかったということですが、やはり支障が来たさないのかどうか、その辺まず確認したいと思います。

○立花学都市開発課長 平成24年に道路状況の路面性状調査を行っております。

その段階で長寿命化を図るために修繕を行つておく必要があるということで修繕事業を昨年から行つているところですけれども、緊急に安全性を損なうということであれば、別の予算を持ちながら直していくことも検討しますけれども、長寿命化を図るという観点では、今回の予算措置の中でいたしかたないのかなというふうに考えております。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

潮見鱒浦線の歩道ということで、歩行者の安全という点でも大事な事業だというふうに思うのですが、ここもまた国の補助金の減額に伴って、補正前は8,700万円が2,000万円の減額で6,700万円というふうになっていますけれども、具体的に言うとイメージがわからないのですが、いせの里の近くの道路かなと。鱒浦の羽衣団地の近くだろうなというふうに思うのですが、この部分だけの歩道の整備ということでしょうか。

○立花学都市開発課長 今回の減額補正に伴いまして、工事する箇所につきましては、鱒浦側の今お話のあるとおり、いせの里側の150メートルの歩道整備を予定しています。

全体では潮見から鱒浦に整備を予定している路線でございまして、全体延長が当初の予定では鱒浦側潮見側合わせて340メートルの歩道整備を予定しておりまして、潮見側の予定しておりました150メートルにつきましては、今年度、減額の措置の中で施工ができなくなっているという状況です。

○松浦敏司委員 理由についてもわかりましたが、歩道の整備ということでありますので、歩行者の安

全という点からすれば、できるだけ早い時期にしっかりと整備をする必要があるのだらうなと思いますが、やむを得ませんのでこれはわかりました。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、議案第1号議案中港湾建設費の補正について3本ございます。

一括して説明を求めたいと思います。

○清杉利明港湾課長 続きまして、議案資料1号の14ページをごらんください。

平成27年度一般会計補正予算国直轄港湾整備事業負担金について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、国の予算調整によりまして、当初予算に計上しました要望事業費が変更となったことから、負担金を4,517万3,000円を減額補正するものでございます。

減額補正となります事業内容につきましては、新港地区南防波堤延伸事業でございます。

補正額でございますが、歳出予算では表のとおりで、補正後の額が1億6,989万5,000円となるものでございます。

歳入予算では表のとおりでございまして、市債の補正後の額が1億5,220万円となるものでございます。

また、施工箇所につきましては15ページに記載してございます。

続きまして、議案資料1号の16ページをごらんください。

一般会計補正予算、緑地整備事業について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、こちらも国の予算調整によりまして、当初予算に計上した要望事業費が変更となったことから、補償金206万7,000円を減額補正するものでございます。

減額補正となります事業内容は、物件の移転補償費でございます。

補正額でございますが、歳出予算では表のとおりで、補正後の額が3,573万3,000円となるものでございます。

歳入予算では表のとおりで、国庫補助金の補正後の額が1,200万円となりまして、市債の補正後の額が2,130万円となるものでございます。

また施工箇所につきましては17ページに記載してございます。

続きまして、議案資料1号の18ページをごらんください。

一般会計補正予算港湾施設改良事業について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、網走川右岸の護岸改良工事が完了したことから、河川用地の占用にあたりまして、車止設置等の安全対策工事に要する経費を追加補正するものでございます。

追加補正となります事業内容は、網走川右岸の安全対策として、車止及び注意看板を設置するものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では工事請負費1,000万円を追加補正し、歳入予算では市債750万円を追加補正するものでございます。

施工箇所につきましては19ページに記載してございますが、網走橋から中央橋の間の網走川右岸におきまして、設置する車止につきましては、写真に掲載していますように、既設のものと同様の車止を設置する予定でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 さきに国直轄の港湾整備ということで、4,517万3,000円の減額ということですが、この南防波堤は具体的にどのような事業をしようとしていたのか、わからないので教えていただきたいと思います。

○清杉利明港湾課長 新港地区南防波堤の延伸事業でございますが、全体としましては200メートルの延長で南防波堤を延伸する事業でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

これも以前はなかなか補正が途中でだめになるというのはあまりなかったのですが、最近よくあるケースですけれども、必要として行った計画がこのように、結局は今年度できないということになるという点では非常に残念に思いますが、これによって何らかの影響というのは受けないのかどうか伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 今、現在この事業につきましては、静穏度を向上させるための事業でございますが、延伸事業の前には南防波堤のかさ上げ事業も行っておりまして、あわせて静穏度対策として行っている事業でございますが、徐々には改善されているというふうに見ておりまして、延伸に伴いまして、さらなる静穏度の向上が見込まれるものと思っております。

以上です。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、緑地整備の関係ですが、国庫補助の減額に伴い減額になっていますが、物件補償費ということですから、相手方がいると思うのですが、相手方との関係でどのようなになるのか、問題は生じないのかその辺伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 相手方の会社とは事前に前年度から協議を進めておりまして、それに伴いまして減額の中で補償費につきましては収まるものと考えております。

以上です。

○松浦敏司委員 相手方との問題がないということであれば、それこそ問題がないのだろうというふうに思っています。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

ここでお諮りをしたいと思います。

議案第1号平成27年度網走市一般会計補正予算中、建設部並びに水産港湾部所管につきまして全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしようかどうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第7号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小原功建築課長 それでは議案第7号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案資料38ページの資料6号をごらん願います。

改正の趣旨及び内容でございますが、建築基準法の規定に基づく審査を行う事務に係る手数料の一部を削除し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく審査を行う事務に係る手数料の一部を新たに設定するものでございます。

内容の(1)番、建築基準法に基づくものが議案資料38ページの中段にございます。別表第3にかかる部分でございます。

これは建築基準法の規定に基づく事務における構造計算適合性判定制度について、これまでは指定構造計算適合性判定機関への申請を建築主事経由で行っていたものを、建築主が直接判定機関へ申請する仕組みに改められたことで、建築確認申請と同時に

徴収する必要がなくなったことに伴う規定の削除で
ございます。

また、(2)の長期優良住宅の普及の促進に関する
法律に基づくものが、別表第4にかかる部分です。

これは長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請
において、従前の登録住宅性能評価機関の技術審査
を受けたもののほか、評価機関の設計住宅性能評価
を受けたものにつきましても、認定申請ができるこ
とになったことに伴う手数料徴収規定の新設でござ
います。

なお、手数料条例の新旧対照表は40ページから43
ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この手数料を払う対象となるの
は、申請者なのか事業者なのかよくわからないので
すが、その辺わかるように御説明いただきたいと思
います。

○小原功建築課長 手数料を支払う方は建築主とい
うことになります。

建物を建てられる個人の方、あるいは会社であれ
ば法人の方ということになります。

○松浦敏司委員 わかりました。

これの前段の構造計算適合性判定手数料はなくな
ったと。新たに今回登録住宅性能評価機関による
云々とか書いてあるのですが、新たに手数料がで
きるということで、これによって事業主の負担とい
うのは結果としてはふえることになるのですか、そ
れとも今までとそう変わらないのか、その辺伺いた
いと思います。

○小原功建築課長 事業主の負担というのはそれほ
ど変わらないかと思います。

ただ、住宅性能評価証を取るというものと技術審
査を取るという、この2本立てになっておりますの
で、どちらを取るかということになるかと思いま
す。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

それでは議案第7号網走市手数料条例の一部を改
正する条例制定について、全会一致をもって原案可
決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第8号網走市公共下

水道網走浄化センター水処理設備更新工事(機械)請
負契約の締結について説明を求めます。

○吉田憲弘下水道課長 網走市公共下水道網走浄化
センター水処理設備更新工事(機械)の請負契約の
締結につきまして御説明いたします。

議案資料44、45ページの資料7号をごらん願いま
す。

初めに、契約の内容でございますが、入札執行は
平成27年5月28日に指名競争入札にて実施してお
り、落札業者の水ing・そうけん特定建設工事共同
企業体と1億8,900万円で契約を行おうとするもの
でございます。

工事完了予定日は平成28年3月10日ございま
す。

次に、工事の概要でございますが、港町にありま
す網走浄化センターの汚水処理における反応タンク
の設備機器の更新を行うものでございます。

主な設備機器としては記載のとおりでございま
す。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 契約の相手方の中で聞きなれない
水ingというのを私は承知していなかったのですが、
この会社は地元の業者なのか伺えますか。

○吉田憲弘下水道課長 全国的な水処理メーカーに
なります。

○松浦敏司委員 この工事そのものは専門的なこと
なので、当然こういった専門業者というのが必要な
のだらうというふうに思いますので、これについて
は理解いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 非常に特殊な工事だと思って、
今、松浦委員からあったとおりでと思うのですが、
指名競争入札は何社参加されたかということですが。

○吉田憲弘下水道課長 企業体としては4企業体で
ございます。

○川原田英世委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

ないようですので、議案第8号網走市公共下水道
網走浄化センター水処理施設整備更新工事(機械)請
負契約の締結について、全会一致をもって原案可決
すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第10号財産の購入について説明を求めたいと思います。

○高橋勉土木管理課長 議案第10号財産の購入、除雪トラック専用車について御説明いたします。

議案資料47ページ、資料9号をごらんください。

1の購入の理由ですが、現有車両は購入から15年以上が経過しており金属疲労及び経年劣化により除雪作業に支障が生じていることから、国の社会資本整備総合交付金を活用しまして、更新を行おうとするものでございます。

2の購入財産の概要につきましては記載のとおりでございますが、資料の48ページをごらんください。

今回購入する10トン級除雪トラック専用車の最大の特徴としましては、図の下のほうにございますとおりトラックの荷台部にサイドウイングを搭載しており、これを活用することにより、路側帯などの道路拡幅除雪が容易になるものと考えております。

47ページにお戻りいただいて、去る6月1日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を行っておりまして、金額、相手方は資料に記載のとおりでございますことから、網走市財産条例第2条の規定により、議会の議決をいただいた上で本契約を行おうとするものでございます。

なお、納入期限につきましては、平成28年2月29日としておりますが、可能な限り早い段階での納入を目指して打ち合わせを行っております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 今、お話ありました納入期限ですが、雪が降り始めてからと考えると、2月29日は大分遅いのかなという気がしますので、できるだけ早い時期での納入をお願いしたいと思います。

それと、この車両の特徴ということで御説明いただいたのですが、現有車両とのその他違いというのは何かあるのでしょうか。

○高橋勉土木管理課長 説明不足で申し訳ございません。

現在、除雪トラックということで、主に郊外地区の除雪をトラック型の車両で行っております。トラック型の今、市で保有している車両は3台ございまして、今回導入します車両については、うしろの荷台部分にサイドウイング、除雪機能を搭載しているものなのですが、今持っている3台につきまして

は、ダンプトラックの形状をしておりまして、夏場は市道補修の砂利運搬、火山灰の運搬等々を兼ねて使っております。ですが、夏場の部分で、夏冬兼用で使っている車両で劣化が著しい。それから荷台部分も除雪と併用していることから、荷台の荷物のつめる量についても、普通のダンプトラックと比較して容量が小さいものですから、効率的にどうなのかというさまざまな検討を行いまして、夏場の今3台のうち1台をこれに切り替えまして、冬場に力を入れたいと、今後もこれは今のところの考え方なのですけれども、夏場の民間トラックの状況を見ましても、夏場の部分は十分に足りているのかなと思います。民間のトラックの借り上げ等を活用しながら冬場の除雪に力を入れていきたいと考えているところです。

○川原田英世委員 ありがとうございます。

金額も結構大きいですし、できるだけことしの冬からすぐにでも活動していただけるようにと思っております。とりわけ、近年、豪雪が多くて、豪雪の期間も早まってきているのかなというような話も先日出たものですから、できるだけ早い配備をお願いしたいと思います。お願いします。

○松浦敏司委員 今、川原田委員のほうからも言われましたように、やはりせっかくの除雪機ですから、できる限り、2月の下旬といえますと最盛期を過ぎている状況なので、やはり、できれば1月あたりから使えるような形が望ましいと思います。

ただ、相手方の早く仕上げれば、それだけいいものができるかといえばそんな保証もないわけですから。急ぎつつよりよいものをというふうに望むわけですが、その辺ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

古い車両については、結局は廃車にするというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○高橋勉土木管理課長 詳細については、まだ確定しておりませんが、民間の除雪に携わっている市内の事業者からも、更新するのであればという希望もございまして、確かに今回更新はしますけれども、全く使えなくなっているわけではございませんので、地元の企業を中心に、有効に活用いただけるような対応をしていきたいと思っております。

○松浦敏司委員 そのとおりだと思います。

全く使えなくなってしまうということでは廃車が必要ですが、近年の雪の降り方というのは、これまでにない、経験したことのない降

り方をしているという点では、現在のところ冬場こういったトラックが不足しているというふうな状況にもなるので、それはぜひ有効に活用するようにしていただきたい。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

それでは議案第10号財産の購入について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 最後に、その他でございますが、理事者より何かございますか。

○川合正人農政課長 それでは私のほうから網走市の農業の関連施設でありますダム、緑ダム、卯原内ダムの2地区におけます事業実施計画について、口頭にて御報告させていただきます。

まず1つ目としまして、斜網西部地区、緑ダムについてでございますが、昨年の9月、経済建設委員会において報告させていただきましたが、網走市、小清水町、斜里町、清里町、大空町の1市4町で組織しております斜網地域維持管理協議会での協議の結果、協議会事務局の小清水町を事業主体としまして、平成26年度に小水力発電の概略設計業務を実施したところでございます。

その結果に基づきまして、小水力発電事業を国の補助事業を活用し、実施した場合、経済的にも有効であるとの結果が出たところから、小水力発電事業を実施する方向で協議会として結論を出したところであります。

事業の実施につきましては、北海道の協力を得ながら、道営事業で実施することが望ましいと協議会で方向性が出されておりますので、1市4町の首長によりまして、関係機関、北海道開発局、北海道、道議会議員、北電等への要請を行っていくこととしております。

次に、西網走地区、卯原内ダムの関連についてでございますが、当該地区につきましては、過去に数回の漏水事故が発生しており、維持管理を行っております網走市において、修理費用の負担もさることながら、地域営農に支障を来していることがございました。

このため網走開発建設部では、これ以上の漏水事故の発生を防止するため調査事業を行いまして、今

般、過去に漏水事故の発生した箇所と同じ状況下の箇所を特定し、国が事業主体となる国営施設応急対策事業を実施することとなりました。

早期の事業採択を受けるため、網走市では地域水利組合、農協と連携をしながら関係機関、国土交通省、北海道開発局、農林水産省などに要請活動を行っていく予定でございます。

現在の開発建設部での設計によりまして、主要工事計画は幹線水路3場6区間で、改修延長2.7キロメートル、工事期間は平成28年から平成32年の5ヶ年を予定しておりまして、総事業費は12億円、負担割合につきましては、国が80%、道が15%、地元5%となっております。

この地元負担につきましては、工事完了後であります。起債等によりまして、その時点での1番有利な財源確保を図っていくこととしております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 ただいま農政課長のほうから、緑ダム並びに卯原内ダムの要請等について御説明がございましたが、今の時点で何か聞いておきたいことございますか。

○松浦敏司委員 新たに20数億円の事業費がかかるということですが、これはいわゆる農家などの負担というのはかからないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○川合正人農政課長 卯原内ダムの件だと思いますが、今12億円の工事費ということで、その中で5%が地元負担ということになっておりまして、基本的には幹線になりますので、網走市の負担で進めていきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 それは網走市が負担するということで、直接利用する農家には負担はかからないということでしょうか。市だけで負担は済むのですか。

○川合正人農政課長 基本的には網走市の幹線でございまして、網走市が負担するという方向で進めていきたいと思いますが、中には今、水利組合のほうでも今、事故が起きた時の予防策としても何百万円とするものなどの整備もしております。

そういうこともありますので、基本的には網走市の負担になるかと思いますが、その状況を今後の工事内容によりましては、負担をいただくこともあるかと思いますが、そのときには、地元水利組合、農業者と協議をしていきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 これまでも、農家の負担というのが当初より相当結果としてふえるというようなこともあったので、こういう農業情勢の中で、これ以上の農家の負担というのはないようにぜひ努力をしていただきたいという要望として終わります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

なければここで理事者退席のため暫時休憩をいたしますが、委員の皆様は後ほど作況調査と行政視察の日程の関係で打ち合わせをしたいので手元に自分の日程等わかるものを準備して、10分後にお集まりいただきたいと思います。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時55分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

まず、お手元にそれぞれ資料があると思いますが、農作物の作況調査を実施するかということで、前回の委員会で実施することを決定したところであります。

日程でございますが、7月27日から8月7日の間で調節をするということになっておりましたが、いろいろ検討した結果、7月27日月曜日もしくは28日火曜日を提案したいと思ひまして、皆さんの日程でどちらかこの日はちょっとということがあればここで協議をして、まず日にちを決めたいと思いますが予定がどうしてもという方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ今副議長とお話をして、ない場合は月曜日の27日に、お手元にあるように、午後からという行程を組みたいと思いますが、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは27日月曜日、このような日程で行いますが、初めての方もいらっしゃると思いますので、昨年同様の西部地区、中部地区、南部地区の畑作3品の農家を訪問することを基本としております。

また、この日程に加えて、せっかく西のほうに行きますので、きょうたまたまダムの話もございましたが、卯原内ダムの視察をここに入れてはどうかということと、小麦集出荷施設を入れるかということで、皆さんと御相談を申し上げたいと思いますが、卯原内ダムの視察については一緒に見てくるということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その旨伝えたいと思います。

小麦集出荷施設についてもいかがでしょうか。

集出荷施設と麦稈工場は違いますので、集出荷施設は港のところなので、よろしいでしょうか。

下に書いてあるのは難しい時期ということで、それではこの行程に卯原内ダムと小麦集出荷施設の視察を加えた上で日程を組んでいただくような手続をお願いしたいと思います。

これを入れたとしても午後出発ということで大丈夫です。

決定がなりましたらその旨、皆さんにお伝えしたいと思います。

また、これまでの経済建設委員会の中でもそうでしたけれども、委員外の出席についてもそれぞれお声をお掛けとするという形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田島央一委員 そのときは作業服のほうがよろしいでしょうか。

○渡部眞美委員長 畑を見ますので、作業服、長靴を新しい方も、このときまでには採寸をして間に合うということを了解を得ておりますので、名前の入った作業服があたりますので、採寸などは今議会中ということですので、ほかの委員外の方にそのようにお伝えください。

続きまして2番目の行政視察の実施について、前回の委員会では実施することと決定をいたしました。

期限、提出、何か案がございましたらということで事務局もしくは委員長、副委員長に声をかけていただいて、事務局のほうでお手元に資料をコピーしていただいて、皆さんのところにお伝えして4件ございました。

まず提案をしていただいた松浦委員と田島委員のほうから調べていただいたのですけれども、簡単に説明をしていただきながら皆さんで協議をしていきたいと思います。

○佐々木玲子委員 今日提案しても大丈夫でしょうか。

○渡部眞美委員長 大丈夫です。

○松浦敏司委員 私のほうからは佐世保市と福岡の大野城市、熊本の玉名市をあげたのですがほかにも1ヶ所見たいところがあったのです。

愛知県の安城市というところが、中心市街地の拠点整備というものがあつたのですが、なかなかほかに近辺になくて、そこは諦めてまず長崎県の佐世保市ですが、これは知的障がい雇用ということで、知的障がいという点では文教民生にかかわるのです

が、ただ当委員会としては、経済部の関係もあるので、私はここの雇用という点で非常に気になりました、この事業の資料にあるように、目的として、事業所として障がい者の働く場所の確保に努めることということで、市役所内でどのような仕事ができるかという試みを通して、庁内の業務の効率化について検討するという、庁内に知的障がい者2名と補助を行う支援員1名を雇用していると。そしてここで一定期間、おおむね3年というふうになっていますが、雇用して、そして一般企業に就職ができるように誘導していくといえますか、そういう取り組みというのは非常に、これから網走にも障がい者の支援学校もできますし、そういう点ではこれはぜひ見てみたいというふうに思っています。

2つ目の福岡県大野城市では、「大野城まちなかわくわくパビリオン」ということで、市内〇〇のさまざまな地域資源を活用した商工会、事業者、市民、市が連携しているという点で着目をしたところですが、着地型観光プログラムを実施して、人口交流の増加と市の魅力をPRしているということで、この中に特徴として自動車学校を1日借り切って3輪車3時間耐久レースだとか、なかなかこの変わった発想といえますか、そういうものも非常に気になったところなので、これを見てみたいというふうに思います。

3つ目の玉名市ですが、これはまさにきょうもありましたように、6次産業推進事業ということで、これについては農林水産業者が、自ら生産・加工・販売を手がけるという点で、これはまさに6次産業という点では注目すべき取り組みをしているので、これはぜひ見たいものだというふうに思ったところです。

以上です。

○渡部眞美委員長 ありがとうございます。

松浦委員のほうから一応、項目も含めて近隣で回りやすいような形をとるという配慮があり、3点決めていただいたところで、案を出していただきましたが、もう1件、4番目の熊本県上天草市の国際的6次産業化のマスタープランということで、田島委員のほうから案が上がっておりますので、説明をお願いしたいと思います。

○田島央一委員 上天草市というのは、人口2万9,000人で網走よりも人口が少ないところなのですが、そういったところで行っている6次産業化

を見てみたいと思います、特に国際的ということがあまりほかのところでは付いていない事業でして、輸出する業者も含めた6次産業化ということのプランも今回つくっているようです。

その話を聞きたいということと、あわせて市のほうで、2枚目になりますが農林加工品開発研究センターというものを持っています、そこでどのように運営されているのかということもあわせて話とともに現地を見てみたいという思いから今回御提案させていただきました。

○渡部眞美委員長 他に資料などなくても、こういったところという御意見がございましたらどうぞ。

○佐々木玲子委員 地理的なことはおいておいて、島根県の邑南町というところで、移住政策なのですが、非常に受け入れ対策を項目別に設けていまして、例えばシングルマザーの支援策もきちっとありますよと、そういうところを受け入れたところ、シングルマザーなどが25世帯ほど入ってきて、そのうちの2世帯くらいの方が地元の果樹園だったと思いますが、後継者がいなくて困っていたところへ、そのシングルマザーの雇用先としたために、町の中で非常に若い人口がふえて、高齢化率が42%の町で先が見えない状況だったところへ非常に若手の方がふえてきて、町が活性化している。そのような移住政策、そして子育て支援策が充実していたというところがつながったということで、今うちとしても非常に子育て支援については〇〇〇〇した部分もありまして、うまくつながっていないという部分もあったものですから、移住政策のひとつとして非常に参考になる事例かなと思います。行けるものであれば、行ってみたいと。島根県の邑南町。

○渡部眞美委員長 他に何か場所ではなく、視察項目として当委員会所管の総務経済こういったところはどのようなもの、もしくは今出た意見の中でどうでしょうみたいなことがございましたらどうぞ言っていただけますか。

何かありますか。

今、5点5カ所です、項目でいうと4項目ということになります。

6次産業化の部分ではどちらか出ましたので。

○工藤英治委員 相手のこともあり、距離的なこともあり、期間制約も含めて正副に案をつくっていただければ、次の機会がいいのではないのでしょうか。

○渡部眞美委員長 一任をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

また、決まり次第さまざまなことを委員会の中で
掲示して決定をしていかなければなりません、あ
ったときには、みなさんにお声をお掛けしてさま
ざまな相談をしていきたいと思しますので、その旨の
協議をお願いしたいと思います。

事務局と相談しながら私たちのほうで案をつくっ
ていきたいと思しますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松浦敏司委員 日程についておおまかにどうなる
のでしょうか。

○渡部眞美委員長 日程についても相談をしたいと
思います。

10月の日程であります。

副委員長とこの間おおまかに、第2週ですと体育
の日がありまして、月曜日が一般の方は3連休なの
で。市の公式行事というのが10月はわりとそんなに
大きなものは入っておりませんでした。副委員長と
20日、第3週の20日の火曜日出発ということで、決
定をしたいと思っております。

○松浦敏司委員 帰りが23日ですか。

○渡部眞美委員長 なぜか今まで火曜日出発の金曜
日というのが、別によほどではない限り、そこは月
曜日でもいいのでしょうか。

ここのところ火曜日出発で金曜日に戻ってくると
いう形で、大きいまつりもないですし、大きい行事
もないはずなのですが、あとはそれぞれ個々的な
にかあれば。

○佐々木玲子委員 東京網走会に行かれる方はいな
いのでしょうか。

○渡部眞美委員長 東京網走会は11月ではないでし
ょうか。

○佐々木玲子委員 10月だと思いますが、11月では
ないと思います。

行政視察とかぶってしまったては調整が大変ではな
いでしょうか。東京網走会の日程がわかれば、そこ
を外したほうがきつといいのではないのでしょうか。
行かれる方もいるでしょう。たしか中旬あたりでは
なかったでしょうか。

○渡部眞美委員長 それよりも行く方がいても、委
員会の視察として先に決定をしていきたいのです
が。

○佐々木玲子委員 できれば、かぶらないほうがい
いかなと思ったので。

○工藤英治委員 逆に近いのなら、重ねてもいいの
では。東京に1泊すれば。

○渡部眞美委員長 そういうときもありましたね。

そういうことも考えられますけれども、そういう
委員会も今まであったようですし、今回の提案では
近いところというのはどちらにしてもなさそうなの
でわかりますか。

10月の15日、16日。

やはり第2週ではなく、第3週の火曜日というこ
とでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

10月の20日火曜日出発の予定ということで、3泊
4日を予定することに決定をしたいと思います。

また、一任をされたので、何か相談事があれば皆
さんに相談して決めていきたいと思しますのでどう
ぞよろしくお願いいたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局のほう、ここまででよろしかったでしょう
か。

それでは大変御苦労さまでした。

これをもちまして総務経済委員会を閉会したいと
思います。

午後2時06分閉会